

## 第3回 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会 議事録

1 日 時 令和2年8月27日(木) 9:30～11:00

2 場 所 千葉市役所本庁舎 8階正庁

### 3 出席者

《委員》19名(代理出席3名)

藤井敬宏会長、岩井阿礼副会長、松野由希委員、高梨園子委員、大石千恵委員、大里千春委員、高木登世美委員、大川敦委員、深井貴幸委員、小川良一委員、常住昭嘉委員、斯波恭太郎委員、梶田啓介委員、板倉照夫委員、佐藤ひとみ委員、浜田恒明委員、石橋徹委員、水間明宏委員、青木俊委員

(※下線はWEB参加者)

(代理出席：田中徹様、太田良照寿様、稲村寿永様)

(欠席者：成田斉委員、植竹昌人委員、小林清悟委員、名取信子委員)

《事務局》4名

飯島成行課長、大木戸孝也課長補佐、勝地康裕主査、岡田泰幸主任主事

### 4 議事次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶、都市局長挨拶

(3) 委員の紹介

(4) 報告事項

- ・バリアフリー法の改正について
- ・第2回協議会以降の検討状況について
- ・千葉市バリアフリーマスタープラン(地区別方針案)にかかる意見照会及び市民意見募集結果について

(5) 議題

- ・第1号 バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針(促進地区)に関する検討内容のとりまとめ案)について

(6) その他

(7) 閉会

## 5 配付資料

- ・次第
- ・協議会委員名簿・座席表
- ・資料1 バリアフリー法の改正について
- ・資料2 第2回協議会以降の検討状況・今後の進め方
- ・資料3 意見照会及び市民意見募集の結果報告
- ・資料4-1 【概要版】バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）〔第1章～第6章〕
- ・資料4-2 バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）〔第1章～第6章〕
- ・資料5 今後の検討事項〔第7章・第8章〕
- ・資料6 バリアフリー基本構想（JR／京成稲毛地区：モデル地区）の策定に向けて

## 6 議事の概要

### (1) 報告事項

バリアフリー法の改正について、第2回協議会以降の検討状況・今後の進め方、意見照会及び市民意見募集の結果について、事務局より報告した。

その他、以下の内容が挙げられた。

- ・高校生以上などの大人を対象とした心のバリアフリーの啓発の実施

### (2) バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）について

バリアフリー化の目標と基本的な方向について事務局より説明し、了承された。

### (3) その他

以下の内容が挙げられた。

- ・重点整備地区以外でのバリアフリー整備について
- ・心のバリアフリーへの取り組み事例の情報提供
- ・新たな行動様式を踏まえた取組の検討について

## <会議録>

### 1 開会

#### 【事務局】

定刻となりましたので、これより「第3回千葉県バリアフリー基本構想推進協議会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます、交通政策課の大木戸でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、委員23名中、委員19名、また代理出席者3名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第7条第2項により、本会議は成立していることをご報告申し上げます

また、議事の公開につきましては、「千葉県バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」により公開するとなっております。

本日は1名の方に傍聴頂いております。

なお、本日の協議会開催にあたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員にみなさま方にはWEBでのご出席も案内させていただき、5名の方にWEB出席をしていただいております。

会場につきましては、テーブルや席の消毒を行った上、入口への消毒液の設置、窓を開けての換気、席の間隔確保などの対策を実施しております。

また、対策の一環として、ご出席の皆様にはマスクの着用を、傍聴される皆様には、万が一出席者に感染者が発生したときに備え、住所等の記載にご協力をお願いしております。

更に、会議中、ご発言の際にお使いいただくマイクは、担当職員の方で都度消毒をいたしますので、少々、お時間をいただく場合がございます。

みなさまにはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

それでは、まず、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

次第、委員名簿、座席表、資料1「バリアフリー法の改正について」、資料2「第2回協議会以降の検討状況・今後の進め方」、資料3「意見照会及び市民意見募集の結果報告」、資料4-1「【概要版】バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）[第1章～第6章]」、資料4-2「バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）[第1章～第6章]」、資料5「今後の検討事項[第7章・第8章]」、資料6「バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区：モデル地区）の策定に向けて（案）」でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

## 2 会長挨拶、都市局長挨拶

### 【事務局】

それでは、初めに、当協議会の会長である日本大学理工学部教授 藤井 敬宏様よりご挨拶を頂戴します。

### 【藤井会長】

おはようございます。WEB 参加もいらっしゃるので座ったままご挨拶いたします。

朝早く暑い中お集まりいただきありがとうございます。

バリアフリーの検討もまとめに向かってきておりますが、情報のバリアをどのように繋ぐかという点で、WEB を活用して会議に参集いただく方法を初めて取り組みます。

意見の集約、まとめなど、分かりにくい点が出てくるかもしれませんが、事務局と連携しながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

### 【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、今年度より都市局長が変わりましたので、都市局長の青柳から、ご挨拶申し上げます。

### 【都市局長】

おはようございます。都市局長の青柳です。

第3回協議会へのご参加ありがとうございます。

まずは、昨年度の取り組みに対する御礼を申し上げます。まち歩き点検ワークショップ、地域懇談会等で多様な意見をいただき、参加者同士の意見共有もすることができた貴重な機会になりました。参加者の皆様、参加者の調整に協力いただいた団体の皆様、現地調査を受け入れてくださった事業者の皆様、ありがとうございました。

令和2年度にバリアフリー法の改正があり、心のバリアフリーの重要性が改めて示されました。これを踏まえ、ハード対策だけでなくソフト対策についても、関係者の皆様にご協力いただきながら検討していきたいと思っております。

今年度中に千葉市バリアフリーマスタープランを策定、公表すべく、本日は地区別方針等を中心にご審議たまわりたいと思っております。

マスタープランを作成して終わりでは意味がなく、具体的な整備メニューを検討、調整し、地区毎の基本構想の策定を考えています。稲毛地区をモデル地区とし、実効性を上げるために試行錯誤しながら検討していきたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

## 3 委員の紹介

### 【事務局】

続きまして、人事異動に伴い、新たに委嘱された委員の方をご紹介します。

千葉県 県土整備部 都市整備局 公園緑地課長 板倉 照夫様でございます。

千葉県 建設局 土木部長 水間 明宏でございます。

千葉県 都市局 公園緑地部長 石橋 徹でございます。

続きまして、代理出席の方をご紹介します。

千葉県バス協会 専務理事 成田 斉様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理の事務局長 田中 徹様でございます。

千葉県警察本部 交通規制課長 植竹 昌人様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で交通規制課 警部補 太田良 照寿様でございます。

千葉県警察本部 千葉県警察部総務課長 小林 清悟様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で 稲村 寿永様でございます。

千葉県老人クラブ連合会の名取 信子様でございますが、本日は所用のため、欠席と連絡を受けております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

交通政策課長 飯島 成行でございます。

交通政策課 勝地 康裕でございます。

交通政策課 岡田 泰幸でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

#### 4 報告事項

##### 【藤井会長】

それでは、次第に沿って進めたいと思います。

まず初めに、報告事項としておりますので、(1)～(3)をまとめて事務局より説明をお願いします。

なお、質問等については、すべての報告事項の終了後に受けたいと思います。

##### 【事務局】

交通政策課長の飯島です。本日はよろしくお願いいたします。

報告事項(1)「バリアフリー法の改正について」ご説明いたします。

お手元の資料1をご覧ください。

こちらは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が本年6月に改正されたことから、その内容についてご説明させていただくものです。

今回の改正については、施行の時期が2回に分かれております。

資料の中に赤字で記載されているものは、本年6月19日施行で、青字で記載されているものは、令和3年4月1日施行の内容となっております。

詳細については、2ページ以降で、ご説明させていただきますが、主に、本協議会でご議論いただいている移動等円滑化促進方針、いわゆるマスタープランの見直し内容に関わる部分のご説明となります。

2ページをご覧ください。

本年6月19日施行分の詳細についてです。

今回、国の基本方針や市町村が定めるマスタープランの記載事項に、「心のバリアフリー」に関する事項が追加されました。これを受け、本市のマスタープランでは第7章以降に「心のバリアフリー」に関する取組などの記載を検討しております。現在の検討状況等については、後ほど、議案としてご説明いたします。

また、市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの1つとして、公共交通、道路、都市公園や交通安全等の特定事業に加え、「教育啓発特定事業」が新たな特定事業として追加されました。

「教育啓発特定事業」の例としては、「学校におけるバリアフリー教室の開催」や、「障害当事者を講師としたバリアフリー講演会やセミナーの開催」といったものがあげられています。

このような取組は本協議会委員の皆様の団体等におかれましても、実績やご経験があると思いますので、「教育啓発特定事業」の検討に当たっては、参考にさせていただきたいと考えております。ぜひ、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

3ページをご覧ください。

こちらは、令和3年4月1日施行分の詳細となります。

改正内容は主に2点あり、1点目は、「公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化」についてです。

公共交通事業者等に対して、従来のハード基準への適合義務に加え、スロープ板の適切な操作、適切な明るさの確保など、ソフト基準の遵守を義務としたこと。また、高齢者・障害者等の旅客乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等が相互に協力することが規定されております。

4ページをご覧ください。

2点目は、「バリアフリー基準適合義務の対象拡大」です。

建築物においては、これまで2,000㎡以上の特別支援学校・病院・店舗・ホテル等が特別特定建築物としてバリアフリー基準の適合対象になっておりましたが、新たに「公立小中学校」が追加されるものです。

また、道路においては、これまでの特定道路に加え、バス等の旅客の乗降のための「旅客特定車両停留施設」がバリアフリー基準の適合対象になります。

これらの改正の内容も踏まえつつ、本市のバリアフリー化促進の方針を示す、マスタープランの作成、検討を進めて参ります。

報告事項(1)のご説明は以上となります。

続きまして、報告事項(2)「第2回協議会以降の検討状況について」ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

本年2月10日に開催しました第2回協議会においては、バリアフリーマスタープラ

ンとしての検討や今後の重点整備地区の設定の考え方について審議していただきました。

本年3月には、新たな重点整備地区として、J R/京成稲毛地区をモデル地区として設定し、検討を進めて行く事務局案について、委員の皆様へ書面により意見照会させていただきました。

本年5月には、バリアフリーマスタープランにおいて22の促進地区を位置付け、地区別の方針案を事務局にて、整理・検討し、こちらも委員の皆様へ書面により意見照会させていただきました。

また、バリアフリーマスタープランと地区別方針（案）については、市民意見を取り入れるため、7月1日から31日までの1か月間、市民意見募集を行いました。

市民意見募集の結果については、後ほど説明させていただきますが、これらの検討を踏まえまして、本日、バリアフリーマスタープランのとりまとめ案について、議題とさせていただきます。

今後の進め方につきましては、本日の協議会でのご意見等を踏まえまして、バリアフリーマスタープランの素案を作成し、10月下旬頃に予定している第4回協議会を経て、パブリックコメントを実施する予定です。その後、パブコメの結果等を令和3年2月頃に予定している第5回協議会において報告等させていただいた上で、令和3年3月末の策定・公表を予定しております。

なお、J R/京成稲毛地区の基本構想を策定するまでの進め方等については、後ほど6のその他事項の中で、事務局の考え方をご説明させていただき、意見交換等をさせていただきますと考えております。

報告事項（2）のご説明は以上となります。

続きまして、報告事項（3）「千葉市バリアフリーマスタープラン（地区別方針案）に係る意見照会及び市民意見募集結果について」ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

こちらについては、本年5月に本協議会委員の皆様にご意見照会させていただきました結果、及び7月に実施しました市民意見募集の結果の概要とそれに対する対応方針を整理したものです。

説明は主だったものを抜粋しております。

まず、1ページのNo.1及び2をご覧ください。

「J R/京成幕張地区」の生活関連経路についてですが、より安全な道路へ変更すべきとのご意見をいただきましたので、対応方針としましては図のとおり、歩車道が分離されていない市道幕張318号線から、歩道の広い国道14号へ経路変更したいと思います。

次に、No.3をご覧ください。「J R/京成稲毛地区」の地区別方針のうち、地域の特徴と課題について、「J R稲毛駅と京成稲毛駅間を結ぶ道路は歩道がなく交通量も多いため、歩行環境の改善が求められます。」とあるが、本方針ではどこまで改善できるのか、具体的な改善がいつ見られるのかがわかると良いといったご意見をいただきました。

対応方針としましては、地区別の基本構想の検討において、再度まち歩き点検等を実施し、地区内のバリアフリー状況の詳細な調査や、各事業者との利用者意見の共有、改善方法についての調整などを実施した上でお示しするものと考えております。

次に、2ページをご覧ください。

No.7ですが、例として、さつきが丘商店街や花見川団地商店街を生活関連施設として位置づけてはというご意見をいただきました。対応方針としましては、こちらもNo.3と同様、地区別に定める基本構想において、まち歩き点検等での意見や、地域の実情を踏まえ、位置づけを整理していきたいと考えております。

次にNo.9では、誘導ブロックの素材や色、輝度比の統一について、また、3ページのNo.10では、片側2車線以上の道路および斜めに引かれた横断歩道には必ずエスコートゾーンを設置してほしいというご意見をいただきました。この2つのご意見に対する対応方針としましては、昨年実施したまち歩き点検等も踏まえ、各事業者がバリアフリー化を推進するにあたり、バリアフリーマスタープランの第5章に配慮すべき事項として整理しておりますので、これらの配慮事項等を事業者にも周知するとともに、個別意見については、事業者にも伝えていきたいと考えております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは、市民意見募集の実施概要やいただいた意見と、それに対する対応方針を記載したものです。

募集期間は、本年7月1日から7月31日まで、意見募集の結果としては、郵送1人、FAX1人、持参1人の計3人からご意見を頂きました。意見の件数は、8件となります。

説明は主だったものを抜粋させていただきます。

No.2をご覧ください。「JR鎌取地区」の生活関連経路について、外房線の高架手前から都川の橋までは交通量が多いため危なく、歩行者は見かけないという意見をいただきました。

対応方針としましては、原則として、現行のバリアフリー基本構想における生活関連経路は継続して設定しているところです。この継続設定の趣旨としましては、住民や利用者等、特に全盲の方におかれまして、目的の生活関連施設とその場所までに至る現行の生活関連経路については記憶されていることが多いことから、これまでと変わらず利用出来るにも関わらず、経路を変更することは混乱や不便が生じると想定されます。

このことから、生活関連経路の先に目的の施設がなくなった場合など、あきらかに必要性がない限りは、現行の経路は継続するものとします。しかし、今後、地区別に定める基本構想の検討において、さらに詳細な調査等を実施した上で、いただいたご意見等を踏まえて整理・検討し、実情にあった生活関連施設及び経路を検討していくものとします。

次に5ページをご覧ください。

No.4ですが、「JR鎌取地区」の生活関連施設について、有吉貝塚公園を含む地区は、道路のアップダウンが多いことなどから徒歩利用は無理がある。隣接の公園は図書館か



ら下る緑道とさくら公園が最適といえるのご意見をいただきました。

対応方針としましては、公園の位置づけについては、前回の協議会でお示した通り、500メートル圏内の「地区公園」、1キロ圏内の「都市基幹公園」、「大規模公園」、「特殊公園」を位置付けており、有吉貝塚公園は特殊公園に該当し、さくら公園は「近隣公園」のため、位置付けられておりません。この件も今後の地区別に定める基本構想の検討において、さらに詳細な調査等を実施した上で、いただいたご意見や利用実態などを踏まえ、引き続き整理、検討をして参ります。

報告事項の説明は以上となります。

#### 【藤井会長】

報告事項（１）～（３）につきまして、事務局よりご説明いただきました。この件について、ご質問やご意見等をいただこうと思いますが、本日はWEB出席の委員もいらっしゃいますので、初めにWEB出席の委員のみなさまからお受けしたいと思います。

WEB出席の委員のみなさま、ご意見等はございますでしょうか。

無いようですので、会場出席のみなさま、ご意見等はございますでしょうか。

#### 【大石委員】

大石です。

心のバリアフリーについて、小学生を対象に講話を行い、理解を深める取り組みはありますが、自転車などで交通ルールを守らなかったり、歩きスマホ、エスカレーターを歩いたりしているのは高校生以上の大人が多いと感じます。

大人を対象に、マナーに関することを啓発できるような取り組みは検討できないでしょうか。

モノレール駅のエスカレーターに「歩かないでください」と表示があっても歩いている大人が多くいます。

#### 【藤井会長】

心のバリアフリーについては、各自治体内で取り組みは実施されているものと思います。バリアフリー法の改正により、心のバリアフリーについて基本構想や促進方針の中でも組み込む必要性が示されていることを事務局から説明頂きました。千葉市としてどのような内容を記載していくかは今後検討するものであり、のちほど事務局からご説明があると思います。

他にご意見はございませんでしょうか。

無いようですので議題に移りたいと思います。

### 5 議題 第1号 バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）について

#### 【藤井会長】

それでは、議題第1号「バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地

区)に関する検討内容のとりまとめ案)について」の説明をお願いいたします。

## 【事務局】

お手元の資料4-1 概要版をご覧ください。

これまでに実施しました各種調査、まち歩き点検ワークショップ、意見照会や協議会等で整理・検討したマスタープランの内容を、概要版としてまとめたものです。

本年5月に委員の皆様にご意見照会させていただいた時と記載内容に大きな変更点はありませんが、今回、修正や追加等した項目については、黄色の網掛けをしております。

本日は、主にこの部分について、資料4-2 本編を用いてご説明をさせていただきます。資料4-2の6ページをご覧ください。

『バリアフリーマスタープランの目標と位置づけ』ですが、「(1) 国の目標」について、国が定めるバリアフリー法に基づく基本方針では、移動円滑化の目標として、令和2年度末までに、施設や車両などそれぞれの項目ごとにバリアフリー化の目標を設定しております。

現在、国において、次期目標や基準等について検討が進められていることから、本マスタープランへの掲載については、各種制度改正等も含め、国の動向等を踏まえて検討していきます。

次に、「(2) バリアフリーマスタープランの目標年次」について、バリアフリー法では、実施状況の調査・分析・評価をおおむね5年ごとに行うよう努める旨が規定されていることや、千葉市都市計画マスタープランの目標年次が2025年度であること等を踏まえ、千葉市バリアフリーマスタープランの中間評価を2025年度に実施するものとし、その5年後の2030年度を目標年次とします。

15ページをご覧ください。

『第2章千葉市の概況』として、各種統計データを追加しております。

当該ページは、本市の“人口・世帯数”、“高齢者数と高齢化率”、“人口・高齢化率の推移予測”を掲載しております。

【図3】千葉市の人口・世帯数、【図4】千葉市の高齢者数と高齢化率のグラフから、年々、人口や高齢化率等は増加していることが分かります。

また、【図5】人口・高齢化率の推移予測においては、2020年（令和2年）以降、人口が減少することが予測されています。

16ページをご覧ください。

当該ページは、“各区の人口・高齢者数”を掲載しております。

【図6】千葉市の地区別人口、【図7】千葉市の地区別高齢者数と高齢化率のグラフから、人口は中央区や緑区で特に増加しており、人口に占める高齢者数は若葉区で特に多く、高齢化率は30%を越える値となっております。

17ページをご覧ください。

当該ページは、“障害者数”を掲載しております。

【図8】千葉市の身体障害者手帳所持者数、【図9】知的障害療育手帳所持者数、【図10】精神障害者保健福祉手帳所持者数のグラフから、いずれも増加傾向となっております。18ページをご覧ください。

バリアフリー化の取組状況ですが、表4に記載しております各駅の日平均乗降客数について、令和元年度の実績が各社から公表されたことから、時点修正を行っております。

次に、26ページをご覧ください。

『改定に向けた考え方』ですが、こちらについては、第2回協議会でお示しした資料から内容は大きく変わっておりませんが、重要な部分であるため、改めてご説明させていただきます。

従前の基本構想では、重点整備地区において定めることとされている「特定事業等」とされる、道路及び交通安全については、特定事業計画を作成し、事業推進に努めてまいりましたが、それ以外の特定事業については具体的に定めておりません。しかしながら、促進方針で定めるべき事項については、ほぼ網羅して定めていることから、促進地区として位置づけることが可能となっております。

そこで、従前の基本構想に定める重点整備地区の範囲は、原則としてすべて促進地区として位置づけ、引き続きバリアフリー化を促進する対象とするとともに、生活関連経路・生活関連施設・地区境界について、実態に合わせて再設定いたします。

さらに、立地適正化計画等、市の各政策と整合を図りつつ、地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ等での高齢者・障害者からの意見・課題等を踏まえ、全市的なバリアフリー化促進に向けた方針を示すとともに、特に重要性が高い地区については重点整備地区にも位置づけ、特定事業を設定します。

これらの改定に向けた基本的な考え方を踏まえ、改正バリアフリー法に基づく「千葉市バリアフリーマスタープラン」としてとりまとめるものとします。

次に、28ページをご覧ください。

『バリアフリーマスタープランに基づく取組の枠組み』についてですが、今回、追記修正等を行ったバリアフリーマスタープランの目標や改定の考え方等を踏まえて、促進地区、重点整備地区、市全域での取組の概念図をお示ししております。

令和2年度末にバリアフリーマスタープランを策定した後、促進地区では関係者との協働によるバリアフリー化の促進を、また、市全域においては心のバリアフリーなどについての取組を促進して参ります。

令和3年度以降、地区別に基本構想を定める重点整備地区の指定に向けた検討においては、具体的なバリアフリー事業を位置づける特定事業計画の作成及び特定事業の実施のため、関係事業者と協力して進めて参ります。

5年後の令和7年度頃には、取組のスパイラルアップを図るため、バリアフリーマスタープランの中間評価として、取組状況の評価や更なる改善に向けた検討等を行うとともに、重点整備地区の追加指定を検討いたします。

そして、目標年次となる令和12年度頃には、促進地区や重点整備地区の見直しなど、バリアフリーマスタープランの改定を行います。

このような一連の流れの中で、生活環境の一体的なバリアフリー化を促進していきたいと考えております。

次に、34ページをご覧ください。

『重点整備地区の設定の考え方』となります。

本年3月末に意見照会をさせていただきましたが、今後、マスタープランを策定したのち、地区別に基本構想を定める重点整備地区の候補地区について、改めてご説明したいと思っております。

優先的に検討すべき地区として、はじめに千葉市立地適正化計画において定めている、「都心」、「重要地域拠点」を設定します。「都心」には、千葉都心地区、JR海浜幕張地区、JR蘇我地区が該当し、「重要地域拠点」にはJR/京成幕張地区、JR/京成稲毛地区、JR鎌取地区、JR/モノレール都賀地区が該当いたします。

その中で、地区内の旅客施設の乗降客数や、生活関連施設の立地数、中心駅から半径500メートル圏域の人口等の評価要件を用いて、各項目で最上位、かつ、事業量、継続性及び参加団体等の負担等を考慮し、令和2年度以降の調査・検討する箇所として、人口が集積している【JR/京成稲毛地区】を「重点整備地区（モデル）」に選定いたしました。

また、生活関連施設の種類が多岐にわたり、施設数も多い【千葉都心地区】については、令和3年度以降複数年での調査検討を前提として進める旨、本マスタープランにおいて整理いたしました。

次に、35ページをご覧ください。

『第5章バリアフリー化促進の考え方』となります。

この章では、委員の方々への意見照会等の結果を踏まえ、促進地区におけるバリアフリー化の促進にあたって考慮する『バリアフリー化に関する基準等』、『配慮事項』などを整理しております。

「促進地区におけるバリアフリー化促進の考え方」ですが、本マスタープランの趣旨、バリアフリー化促進に向けた配慮事項、地区別のバリアフリー方針、全市における取組、事業者の役割等について、理解を深めてもらうための啓発・広報や、利用者意見を反映するための市民参加の機会を積極的に設けていくものとします。

また、促進地区のうち、バリアフリー整備を優先的に図っていく地区、事業化が見込まれる地区においては、重点整備地区を定め、事業者の相互連携のもと特定事業を定めて継続的・一体的なバリアフリー化を図っていくものとします。

次に、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化の促進の考え方ですが、

まずは、「(1)生活関連施設のバリアフリー化の促進」について、でございます。

鉄軌道の旅客施設については、JR駅を中心に、エレベーター設置や車椅子対応トイレなど概ねバリアフリー化が図られていますが、オストメイト対応設備・乳幼児用設備など

の充実やわかりやすさの向上など、より高水準のバリアフリー化が求められています。建築物では、公共施設における案内サインや人的対応の充実などの課題のほか、築年数やバリアフリー状況がそれぞれ異なることから、各施設の状況に応じて可能な対策を図ることが求められています。都市公園では、園路及び広場、駐車場のバリアフリー化については、概ね目標値を達成していますが、トイレは達成率が低く、課題となっています。

これらの生活関連施設に設定した施設のバリアフリー化を促進していくためには、各事業者へ本マスタープランの周知及び理解、協力を求めるとともに、相互連携を図る必要があると考えております。

次に、「(2) 生活関連経路のバリアフリー化の促進」について、でございます。

道路のバリアフリー化にあたっては、これまでの道路特定事業計画を継続するとともに、本マスタープランで定める生活関連経路を対象に加え、バリアフリー化を図って参ります。

なお、市が管理する道路以外の国道及び県道については、それぞれの道路管理者へ、また、信号機等のバリアフリー化については公安委員会へ、本マスタープランの周知及び理解、協力を求めるとともに、相互連携を図る必要があると考えております。

以上のように、促進地区におけるバリアフリー化促進の考え方を、第5章の前段で記載し、次ページ以降、『バリアフリー化に関する基準等』、また、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップを踏まえた『配慮事項』、更に、第6章として、地区の特徴や課題を踏まえた『地区別のバリアフリー方針』の構成としております。

次に、51ページをご覧ください。

『第6章地区別のバリアフリー方針』となります。

22地区の促進地区において、生活関連施設や生活関連経路を示すとともに、地区の概要、地区の特徴と課題に加え、地区ごとにバリアフリーの方針を記載したものととなります。

バリアフリー方針の設定については、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップ等のご意見を踏まえるとともに、各地区の状況等を考慮し、4つのバリアフリー方針を設定しております。

1. 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
2. 駅前広場の利便性を向上します。
3. 関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。
4. バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

これら4つのバリアフリー方針を、22の促進地区の状況を考慮して設定しております。

なお、4つ目のバス停留所に関するバリアフリー方針については、より分かりやすいよう表現を若干、修正しております。

以上が、今までの検討の内容をとりまとめたものになります。

次に、資料5をご覧ください。

こちらは、今後の検討事項なのですが、今回お示したマスタープランに、新たに第7章、第8章を追加記載していく予定としておりますので、そのご説明になります。

第7章では、「全市における取組の推進」として、心のバリアフリーの促進や、情報提供のバリアフリーの推進など、全市におけるバリアフリーに関するソフト施策等の取組について、

第8章では、「バリアフリーマスタープランの推進」として、市民及び関係事業者へのマスタープランの周知・啓発や、事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進など、マスタープランの推進のための、枠組とその手法や考え方について、記載していく予定としております。

具体的な内容については、次回の協議会において、お示し、ご議論していただきたいと考えております。

以上で議題第1号「バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案について」のご説明を終わります。

#### 【藤井会長】

第1号「バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）について」事務局よりご説明いただきました。

具体的に地区別のバリアフリーを進めていくにあたり、目標年次の2030年を目指して取り組む中で、2025年で中間評価を実施するということや、第7章や第8章の中に、全市における取組として心のバリアフリーに関する内容を追記していくということを説明いただきました。

冒頭で大石委員からもご意見がありました、大人や市民への啓発については、次回協議会で具体的な方向性をご議論いただくとのことです。

それでは、18地区から22地区へ拡大している、各地区のバリアフリー方針を位置づけたということに関してご意見を伺いたいと思います。

まずWEB出席の委員のみなさまからお受けしたいと思います。WEB出席の委員のみなさま、ご意見等はございますでしょうか。

続いて、会場出席の委員のみなさま、ご意見等はございますでしょうか。

特に無いようですので第1号「バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針（促進地区）に関する検討内容のとりまとめ案）について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 一同挙手 —

それでは、ご承認多数とのことで原案どおり承認いたします。

## 6 その他

## 【藤井会長】

続きまして、「その他」といたしまして、事務局の方から説明はありますでしょうか。  
お願いいたします。

## 【事務局】

バリアフリー基本構想策定のモデル地区として選定しましたJR/京成稲毛地区について、今後の進め方を事務局案として整理しましたので、ご説明させていただきます。

お手元の資料6をご覧ください。

基本構想の策定にあたっては、様々な障害特性を共有し、まちのバリアを把握するとともに、バリアフリー化に向けた具体的な事業である「特定事業」を設定する必要があり、本市をはじめ、施設設置管理者、道路管理者、公安委員会等との間でのバリアフリー化の課題や整備方法等の共通認識が重要となります。

このことから、「1. 事業者WGと地区WGの設置」を考えております。

下線を引いております箇所をご覧ください。

各々のWGの役割について記載しております。

“事業者WG”では、関係する施設設置管理者等の方々に、特定事業の検討に向けた事前説明、市民によるまち歩き点検実施への協力依頼及び市民意見の共有等を行い、

“地区WG”では、市民による生活関連施設や生活関連経路の点検等を行う予定としております。

また、双方のWGの構成員による意見交換及び共通認識等を図ることを目的に、「意見交換会」や必要に応じて「個別検討会」を適宜開催する予定としております。

次に、「2. 構成員（案）について」です。

事業者WG、地区WG、意見交換会及び個別検討会の事務局は、本協議会と同様に交通政策課が努めます。

また、構成員ですが、(1) 事業者WGでは、JR/京成稲毛地区で生活関連施設・生活関連経路に位置付けられている、旅客施設、公共施設、病院、大規模店舗等の施設設置管理者、及び道路管理者、公安委員会等を想定しております。

(2) 地区WGでは、高齢者、障害者及びその方たちの介助者、またベビーカー等を利用される子育て世代の方たちを想定しております。

(3) 意見交換会では、事業者WGと地区WGの双方の構成員を想定しております。

(4) 個別検討会では、まち歩き点検等の意見内容も踏まえ、各施設設置管理者等と地区WGの構成員を想定しております。

裏面の2ページをご覧ください。

「3. 基本構想の策定に向けた流れ」となります。

基本構想の策定に向けて、特定事業の検討を行うため事業者WGと地区WGの意見交換会を開催する予定としております。

策定までの流れを順にご説明いたしますと、

まず、地区内の全ての事業者に対し、基本構想策定に関しての説明や、今後のまち歩き点検等の協力、特定事業の検討などについての依頼などを議題に、“事業者WG①（1回目）”の開催を想定しています。

なお、開催方法に関しては、現在のコロナ禍の状況、また、事業者などの構成員の意向や効率性等も視野に入れ、適時、構成員が一堂に会する集合形式や、数回に分けて実施する個別形式などを検討いたします。

次に、検討依頼事項の整理となります。

各施設設置管理者の承諾のもと“地区WG”において、まち歩き点検を実施し、地区ごとの課題等を抽出するとともに、マスタープランにおける配慮事項や地区別方針等を踏まえた各施設設置管理者へ検討を依頼する事項を整理します。

ここで整理した検討依頼事項をもとに、特定事業の検討に進みます。

“事業者WG②（2回目）”において、検討依頼事項をご提示し、各施設設置管理者へ対応方針、特定事業の内容や実施時期などについて検討していただくとともに、適時、意見交換会や個別検討会などを実施することで、認識の共有化や特定事業内容等の調整を行うことを想定しています。

特定事業内容等の調整が整理できた段階で、改めて双方の構成員による意見交換会を開催し、基本構想（案）について協議したのち、本協議会へ審議調整した上で、“基本構想（稲毛地区）の策定・公表”という流れを想定しております。

また、基本構想策定後、各施設設置管理者等においては、特定事業計画を作成していただき、事業を進めていただくとともに定期的な進捗状況についてご報告いただく、流れを考えております。

なお、モデル地区の基本構想を策定する中で、検討体制や意見交換の方法等の検討過程を検証し、今後の本市における基本構想の策定に向けた流れを再整理する予定です。

以上、「バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区：モデル地区）の策定に向けて」の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、本日は所用により、ご欠席されている千葉市老人クラブ連合会の名取委員より、事前にご意見をいただきましたので、紹介させていただきます。

『私どもが、活動している老人クラブ連合会の一番の関心は、単に長生きすることだけでなく、「健康で長寿」、いわゆる「健康寿命」についてです。スローガンである「のばそう健康寿命、担おう地域づくりを」のもとで活動しております。

また、本連合会の上部組織である「全国老人クラブ連合会」が、今年2月に開催した研修会において、「4倍転びやすいまち」があるということをお聞きし、とても印象に残りました。私たちの最大の関心事である、「健康寿命」の延伸や認知症などのリスクに直結する「転倒」ですが、1年以内に転んだことのある人の割合が、日本の中で最も少ない地域と、多い地域では、実に4倍の差があるとのことでした。



これは、ただ単に歩きやすい道路が多いといった物理的なことだけでなく、地域的な風土の特性や、地域環境の差異など「まち」の様々に異なる環境条件が、「健康寿命」を決める大きな要素となっているとの事です。

私ども、老人クラブ連合会においても、微力ながら「転びやすいまち」の解消に向け、バリアフリー化による安全で安心な地域づくり・まちづくりの一助となるよう高齢者の立場のみならず、一市民としても普段の生活の中での「ヒヤリ・ハット」などの気づいた点などをお伝えできるよう心掛け、「健康寿命」の延伸とともに安全・安心な地域づくり・まちづくりに貢献できるよう考えております。

また、今後のまち歩き点検等に関しまして、情報をいただければ、該当の各区の老人クラブ連合会において、ご協力できるものと考えております。』

といったご意見をいただいております。

#### 【藤井会長】

具体的にこれから展開するモデル地区において、地区WGを含めた形で、より現状の意見を吸い上げる形で進めていきたいとのことです。

コロナ禍において具体的なことについては今後の課題となる部分もありますが、引き続き取り組んでいただくものと思います。

また、老人クラブ連合会のご意見もご紹介いただきました。

それでは、ただいまの説明について、まず、WEB出席の委員のみなさま、ご意見等はございますでしょうか。

無いようですので、会場出席の委員のみなさま、ご意見等はございますでしょうか。

#### 【大石委員】

モデル地区を決めて重点的にとなると、該当しない地区で誘導ブロックの破損などを発見しても改善されない状況がありますので、市全体としての対応にも配慮いただきたいと思います。

駅でオストメイト対応のトイレを整備する際に、衣服を着脱して処理するために着替えボードが欲しいなどの当事者の要望が周知されていない場合が多いです。

また、駅のホームで階段の壁を利用して電車の遅延状況などを電光掲示板で情報提供できれば聴覚障害者もわかりやすいと思いますので、各駅で統一して実施していただきたいと思います。

#### 【水間委員】

道路を管理しており、誘導用ブロックの破損などの要望を承ることが多くあります。

コロナの機会を経て、職員を派遣し、バリアフリー経路をすべて点検しましたが、やはり、まだまだ支障箇所が多くありました。

欠点を発見した場合、「ちばレポ」という千葉市の意見投稿サイトへの投稿や、土木事務所まで電話連絡を頂ければ極力早期に対応していきたいと考えています。

#### 【藤井会長】

今後の千葉市の具体的なアプローチとのことで、教育啓発特定事業や心のバリアフリーに関連する取り組みについて、基本構想に追記されることとなります。

子供たちへのバリアフリー教室や体験学習など多様な自治体で行われていますが、既の実施していることをどう組み込んで、市民にどう周知していくかが重要となります。

例えば、運輸局でも子供たちの体験学習を多くの自治体で実施していますが、事業者、団体の中で職員研修など、展開しているような事例があれば、千葉市の検討にも役立つと思いますのでぜひ情報提供いただきたいと思います。

国土交通省も積極的に関わるとの思いが表れていると考えていますが、体験学習の展開についてご紹介いただけますでしょうか。

### 【斯波委員】

心のバリアフリーの取組として、以前よりバリアフリー教室を実施しています。昨年は、高校生を対象に3箇所、小学生を対象に1箇所実施しました。

高校生を対象にしたものについては、千葉県さわやかちば県民プラザ、社会福祉協議会、バス協会、タクシー協会、障害者団体などにご協力いただき、具体的な内容としては、タクシーやバスなどの乗降体験、社会福祉協議会の協力による車椅子体験などを行いました。

小学生を対象としたものについては、バスそのものの利用経験がない児童も多いため、バス利用体験を行いました。

幼少期から心のバリアフリーを身に着けることを目的としています。

今年度はコロナの影響によりすべて中止となっていますが、来年度は実施の方向で調整し、ぜひ千葉市での取組と連携した活動ができればと思います。

### 【藤井会長】

千葉県のネットワーク会議で、自治体や交通事業者などを交えた研修や意識共有を行っています。

これまで体験学習は小中学校が中心でしたが、高校まで広がってきており、気づきの継続をどう維持していくかとの点でも国からの支援が得られています。

地域の中でバリアを意識すべきなのか、意識しなくて済むようにすべきなのかといった認識についても考える必要があると感じています。

子どものときに醸成された気づきが大人になると薄くなってしまいますが、モデル地区である稲毛地区の検討では当事者が関わっていきますので、単年度だけでなく、どのように地域の中に根付かせていけるかを考えていければと思います。

他に情報提供はございませんでしょうか。

### 【岩井副会長】

学びの継続について、大学でも高齢者の気持ちになってみよう、障害者の不便を体験してみようという体験型のワークを含めた授業を今年から行っています。心理学科なのでこのような授業は初めてであり、実感できた、見かけたら手助けしたい、声掛けしたい、

との意見が多くありました。コロナが収まったら実際に町を歩いてみて身体で気が付いて欲しいと思います。社会に向けてアウトプットしていくことで新たな気付きになると感じています。

#### 【大石委員】

福祉講話の話ですが、小学5年生から、「信号機の音が視覚障害者のためになっていることを初めて知った」との意見を頂きました。

障害者のために音を鳴らそうということではなく、信号機は音で知らせるのが当たり前という考えが、最もバリアフリーであると思いました。

また、コロナ禍で一番困っているのはバス停留所です。(行先名称の)車外放送をお願いしていますが、現状実施しているのは半分程度です。以前はバス待ちをしている人に行先を尋ねることができましたが、コロナ禍で人がいなくなったため、バス運転手に教えてもらうためにワンステップ乗って確認する必要がありますがマスク同士で会話が難しいです。

気づいたお客さんが教えてくれることもあります。車外放送を徹底していただきたいと思います。

#### 【藤井会長】

コロナの影響が多様な箇所が生じています。

コロナの影響として外出が減り、人がいないことで情報が欠落してしまう状況があります。バスロケーションシステムやスマートフォンでの情報提供がありますが、誰に向けた情報提供なのか意識することが重要です。

今回バス協会の方もいらっしゃっているのでぜひ意見をもち帰って共有いただければと思います。

#### 【高梨委員】

完璧なコロナ収束は難しいと考えています。この状況が続く中で、どう対応していけばよいのか、心のバリアフリーも含めて考えていく必要があると思います。

#### 【藤井会長】

東京都港区でバリアフリー基本構想を策定していますが、区の方針として、すべての計画で感染症という問題に対しての考え方を検討することとされています。

例えば、車椅子使用者が多機能トイレを使いたいときに健常者が使っていて使えないといった問題がありますが、同じようなことが起きるのではないかということで、エレベーター内が密にならない仕組みとして、健常者が譲るということを心のバリアフリーの取組とすることなども考えています。

施設のバリアフリーの連続性を確保するためのアプローチを、どこまで取り込めるかわかりませんが、まず考えてみようということで進めています。

人の外出行動が減ってくる、行動様式が変わってくる中でどのような取組ができるか、心のバリアフリーや情報提供の面などから検討いただけるとよいと思います。

### 【松野委員】

心のバリアフリーとのことで、娘の保育園の送り迎えで自転車を利用していますが、路上に駐停車車両があるので、歩道を通行したい気持ちもあります。駐停車などがあると、どんなにバリアフリー整備が行われていても危険となるため、全方位的に考えていく必要があります。

地域公共交通活性化協議会ではアンケートを実施しており、バリアフリーに対する考えについての項目では、充実していないとの意見が出ています。こちらの協議会では少しずつ改善していこうという中で、利用しているところに1箇所でも問題があるとそう認識されてしまうという齟齬をどう埋めればよいのかと感じています。

### 【藤井会長】

自転車利用がコロナ禍で増加しており、マナーの悪い自転車も増えているという新聞記事がありました。

公共交通がコロナ対策のために使いにくくなっている状況もある中で、自家用車、自転車に移行している方も多く、自転車マナーの問題などが目についてしまいます。自転車歩行者道など、自転車利用者にとって通行可能な部分が分かりにくいこともありますが、ルール化が難しい状況の中で、ネットワークの連続性をどう考えるか地域公共交通活性化協議会でも検討いただきたいと思います。

他の自治体でも、温度差が生じてしまう状況があります。時間、距離的なものをバリアとする中で、それぞれの障害でユニバーサルな設計を展開していくためには時間もかかります。ハード整備では各事業者が具体的な計画を立てますが、心のバリアフリーの継続が難しい側面であり議論の中心になりがちです。事務局間でも利用者の声などを共有いただき、移動を確保する上でのシームレスな環境づくりを検討いただきたいと思います。

他にご意見はございませんか。

無いようですのでこれをもちまして、本日すべての審議事項が終了しました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

ご協力ありがとうございました。

## 7 閉会

### 【事務局】

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「第3回千葉県バリアフリー基本構想推進協議会」を終了させていただきます。

なお、次回の協議会は11月頃に開催する予定ですが、開催日程につきましては、詳細が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。